

鹿沼市工事検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市工事検査規程（以下「規程」という。）第12条の規定により本市の行う建設工事の検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査事務の分掌)

第2条 鹿沼市財務規則（昭和39年鹿沼市規則第7号。以下「財務規則」という。）第83条第1項に規定する検査員（以下「検査員」という。）をもって行う工事の検査事務は、行政経営部で行う。ただし、市長が特別な事情があると認めるものを除き、次表に定める工事にあつては、工事主管が行う。

1件の請負契約金額	入札及び契約方法	検査対象工事	部局
1,000万円以上	指名競争入札 随意契約	すべて	部
500万円以上 1,000万円未満	一般競争入札	建築工事（耐震補強工事等の重要構造物を除く。）、電気工事、管工事、機械器具設置工事及び造園工事（樹木管理工事に限る。）	
	指名競争入札 随意契約	すべて	
500万円未満		すべて	課

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の15第4項の規定による工事の検査の委託事務は、行政経営部で行う。

(検査員等)

第3条 行政経営部の所掌する工事の検査に当たる検査員は、各工事ごとに行政経営部長が指名する。

2 工事主管部又は工事主管課の所掌する工事検査は、それぞれの主管の長が行う。この場合において当該長は、必要に応じて職員を指名して検査事務に従事させることができる。

(検査員等の兼務の禁止)

第4条 前条の規定により工事の検査に当たる職員は、同一請負契約について財務規則第82条第1項に規定する監督職員の職務を兼ねることができない。

2 検査員は、職務上知り得た請負者の業務上の秘密に属する事項について、他に

漏らしてはならない。

(契約概要書の送付等)

第5条 契約主管部長等は、第2条第1項の規定により、行政経営部で行う検査に係る工事の請負契約を締結したときは、工事契約概要書（別記様式第1号）を作成し、請負契約書、設計図書の写しその他関係書類を添付し、行政経営部長に送付するものとする。当該請負契約を変更した場合もまた同様とする。

2 前項の規定により送付された契約に係る工事の検査について、行政経営部長から指名を受けた検査員は、関係書類を検討し、検査の実施について準備しなければならない。

3 検査員は、前項の準備をする場合において検査上特に必要があると認めるときは、関係職員に対し受領した書類のほか、必要な資料の提出又は意見を求めることができる。

(検査の重複執行)

第6条 規程第2条第3項、第4項第1号並びに第3号及び同条第5項の検査は、完成検査の重複執行を妨げないものとする。

(検査の準備)

第7条 規程第6条第1項の規定により検査員の行う検査に立会うことになる監督員は、つぎの各項に掲げる事項のうち必要な事項について準備又は措置を講じて立会うものとする。

- (1) 契約書、設計図書、工事写真、品質及び施工管理資料の準備
- (2) 測量機械器具、写真機及び黒板の準備
- (3) 測点及び主要構造物の寸法の表示
- (4) 破壊検査及び試験に必要な機械器具の用意
- (5) その他必要な用具の用意

(完成検査)

第8条 検査員は、契約図書に基づき工事検査基準に適合しているか否かを確認し、施工状況、出来形及び出来ばえを実地において検査しなければならないものとする。

2 前項の基準は栃木県の基準を準用するものとする。

(工事成績の評定)

第9条 主任監督員、監督員及び検査員は、その成績について別に定める鹿沼市建設工事成績評定実施要領により工事成績評定書を作成するものとする。

(検査結果の報告等)

第10条 検査員は、完成検査を完了したときは、その結果について工事検査結果調書(別記様式第2号)を作成し、前条の工事成績採点表を添付のうえ、鹿沼市決裁規程(昭和45年鹿沼市訓令第1号)別表第2及び別表第3の規定により、専決権者に報告しなければならない。また、検査完了通知(別記様式第3号)により工事検査結果調書及び工事成績採点表の写しその他関係書類を工事主管部長に送付しなければならない。ただし、工事主管部及び工事主管課の検査においては検査完了通知を省略することができる。

2 検査員は、出来高検査が完了したときは出来高検査結果調書を、中間検査及び指定部分完成検査が完了したときは工事検査結果調書を、鹿沼市決裁規程(昭和45年鹿沼市訓令第1号)別表第2及び別表第3の規定により、専決権者に報告しなければならない。また、検査完了通知(別記様式第3号)に出来高検査結果調書又は工事検査結果調書その他関係書類を添付し、工事主管部長に送付しなければならない。ただし、工事主管部及び工事主管課の検査においては検査完了通知を省略することができる。

(修補又は改造)

第11条 規程第7条第1項ただし書の区分は、次の通りとする。

(1)「違反の事実が重大なとき」とは、工事目的物の出来形が、契約書及び設計図書又は出来形基準を著しく逸脱し、機能上支障があるが、修補又は改造によりその支障を排除することができるものと認められるもの。

(2)「是正に要する期間が相当の日数を要するもの」とは、21日以上60日未満で修補又は改造が完了すると認められるもの。

(3)「是正が困難であるもの」とは、コンクリート構造物又は鋼構造物等において、工事目的物の出来形が設計図書又は出来形基準を著しく逸脱し、前号によっては修補又は改造の措置がとれないもの。

2 規程第7条第2項の「是正が軽易であるもの」とは、その程度が小規模で修補若しくは改造が容易であり、かつ、21日未満で完了すると認められるものとする。

(軽微なものの措置)

第12条 前条第2項に該当するもののうちで、特に軽微なもの又は7日未満で修補又は改造が完了するものと認められるものについては、検査員が口頭により手直し事項を指示することができるものとする。

(再検査)

第13条 前条の規定による措置をした場合の再検査は、その処理報告の確認をもって検査合格とすることができる。

(検査結果資料の保管)

第14条 第2条第1項の規定により行政経営部で行った検査結果資料においては、工事検査結果調書及び工事成績評定書の写しは工事主幹部で保管し、工事検査結果調書の写し及び工事成績評定書は行政経営部契約検査課で保管する。

附 則

- 1 平成12年4月1日施行の鹿沼市工事検査規程の細部取扱要領は、廃止する。
- 2 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号

工事契約概要書

年 月 日

行政経営部長 様

部(次)長

行政経営部で行う検査に係る工事の請負契約(変更契約)を次のとおり締結したので、関係書類を送付します。

工事名	第 号
工事場所	鹿沼市
請負者の住所名称・氏名	
契約方法	指名競争入札 指名競争入札後随意契約 随意契約 その他
契約金額 (変更契約金額)	円
契約日 (変更契約日)	年 月 日
工期 (変更工期)	年 月 日～ 年 月 日
工事主管部課名	部 課
添付書類	請負契約書の写し 設計図書の写し その他
備考	

別記様式第2号

工事検査結果調書

工事名	第 号		
工事場所	鹿沼市		
請負者の住所 名称・氏名			
契約金額	円		
指定部分に相 当する請負金 額	円	指定部分完成範 囲	
契約日	年 月 日		
工期	年 月 日～ 年 月 日		
完成年月日 (指定部分完 成年月日)	年 月 日		
工事主管部課 名	部 課	主任監督員職氏名	
		監督員職氏名	
検査の結果、上記工事の内容に相違ないことを確認しました。			
鹿沼市長		様	年 月 日 長
検査日	年 月 日	検査員職氏名	印
検査の種 類	材料 中間 完成 指定部分完成		

※閲覧は原則専決権者までとする。

別記様式第3号

検査完了通知

年 月 日

部(次)長 様

行政経営部長

工事検査を完了しましたので、関係書類を送付します。